

福生市教育委員会会議録

平成22年第1回定例会

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 開催年月日 | 平成22年1月22日(金)   |
| 2 | 開始時刻  | 午前10時00分  |
| 3 | 終了時刻  | 午前10時56分  |
| 4 | 場 所   | 第2棟4階 第1委員会   |
| 5 | 出席委員  | 委 員 長 長谷川 貞 夫<br>委員長職務代理者 平 野 裕 子<br>委 員 加 藤 美 子<br>委 員 渡 辺 浩 行<br>教 育 長 宮 城 眞 一  |
| 6 | 欠席委員  | なし  |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 宮 田 満<br>参 事 川 越 孝 洋<br>庶 務 課 長 天 野 幸 次<br>学 校 給 食 課 長 土 井 眞<br>社 会 教 育 課 長 高 木 裕<br>スポーツ振興課長 鳥 越 裕 之<br>国体準備室長<br>公 民 館 長 伊 東 静 一<br>図 書 館 長 森 田 秀 敏<br>主 幹 栗 林 昭 彦<br>指 導 主 事 田 村 亜 紀 子 |
| 8 | 傍聴人   | なし  |

(裏面に続く)

## 9 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 委員長報告

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第 1 号 平成 21 年度福生市教育委員会表彰者の決定について

日程第 5 議案第 2 号 福生市公立学校の学校徴収金事務取扱に関する基準（案）  
の制定について

委員長 それでは、ただ今から平成 22 年第 1 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

引き続き日程第 2、委員長報告。

今回は私から報告事項がありますので、このようになりました。資料 1 が別冊になっているかと思えます。「平成 21 年度東京都市町村教育委員会連合会第 3 回理事会」でございます。これについて中身は説明いたしません。お読みいただければと思います。

来年度について、委員長報告資料 2 が 1 枚入っているかと思えます。そこには、来年度以降この市町村教育委員会連合会がどのような組織で成り立つかが書いてございます。具体的には私どもは第 1 ブロックでございますので、資料 2 を御覧いただきますと、平成 22 年 5 月から平成 24 年 5 月まで、あきる野市になるようでございます。副会長として第 1 ブロックの町村から出るとのことで日の出町がそこに入っています。常任理事ですけれども、福生市あるいは羽村市からとのことでございます。前年度までの会長職が顧問をやるとのことで、羽村市が顧問となり、常任理事を福生市とそして町村から一人とのことで奥多摩町になりました。世話人代表は瑞穂町。世話人が青梅市、同じく檜原村となり、ブロック研修担当は、今年は福生市で、来年度は檜原村とのことで決まっています。

ただし、これ自体は次回 5 月の総会で認められる運びになるかと思えます。それぞれの担当理事をどなたがするかは 3 月までに決めますが、おそらく 2 月あたりには決まってくるのではと思います。そのときまた協議をしたいと思います、よろしく願いいたします。

以上で簡単でございますけど、来年度の日程等も入ってございますから、後は是非お読みいただければと思います。

ただ今の報告について御質問があればお願いいたします。

平野委員 「新学習指導要領の一部先行実施における授業時数確保に関する調査」の結果について、市町村で様々統計を出されたのですけれど、それぞれの項目で福生市の回答はおわかりになりますでしょうか。

委員長 この調査はどこがやったのですか。教育委員会連合会の複数回答ですね。

教育長 平成21年度新たに実施した取組です。福生市の回答は①だと思います。それから平成22年度以降に実施を新たに検討しているものはなかったと思います。

委員長 よろしいですか。

平野委員 はい、わかりました。

委員長 よろしいでしょうか。それでは委員長報告を終わります。

日程第3、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 それでは、報告させていただきます。

まず、本日の定例委員会御出席をいただきまして大変ありがとうございました。御礼を申し上げます。既にもう年が明けましてから1月も下旬にさしかかってまいりました。昨年中様々御指導をいただきまして、本年も又どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

まず一つ取り急ぎの御報告です。お手元に資料も用意をさせていただきました。「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について（通知）」といったつづりになったものを差し上げておりますけれども、東京都教育委員会が去る1月14日の教育委員会の際に、このような方向で意思決定をしたものでございます。

まず横長A3の「土曜日における授業の実施に係る留意点について」で、大きく五つほどに分けてこの通知の概要について説明しているものの右下、5を御覧いただきたいと思います。

東京都教育委員会としてどういったことを意思決定したかでございますが、一つは、基本的な考え方のところに示されております、土曜日の授業について、市町村教育委員会が実施をすることについては、やむを得ないことであろうとのことでもあります。ただそれについては幾つか留意点がありますから、十分御配慮いただくようお願いをしたいとのことでもあります。

その中では特に、教育課程に位置づけられている授業を実施したいといった学校にあっては、学校週5日制の趣旨を踏まえて、なおかつ保護者や地域住民にも十分理解が得られる方向で実施をされるように、併せて校内の指導体制の確立といった点についても十分配慮するようにとのことでございます。更に回数についても全土曜日ではなくて、上限としては月2回を上限とされるようにといったことが、東京都教育委員会としての意思決定をしたことについての通知であります。

そして、これにつきましてはあくまでも自主的な判断によりとすることで、4の「土曜日における授業の実施に係る留意点」が重ねて書かれてあるわけでありましてけれども、その一つ目のところに「すべての学校で一律に実施するのではなく、必要とする区市町村教育委員会や学校の自主的な判断により実施する。」と、お願いしたいとのことです。

なお、学校週5日制の実施については、1のところにあります経過をたどりまして完全学校週5日制、つまり土日・休日といった方向が踏まれてきたわけでありまして、この趣旨を十分汲み取った上で、どうしても土曜日に授業をしなければならない実態にあるのかとのことでございます。これは申し上げるまでもありませんが、新しい学習指導要領が平成23年、24年にそれぞれ完全実施になるわけですが、目下その移行措置期間中にございます。そういった移行措置期間の中で課題が見つかったとすれば、その課題については土曜日にも活用しながら整備をしてくださいとのことだろうと考えるわけがあります。「土曜日に授業を実施することが求められる背景」が左下、2にあります。このようなことが想定されるとのことでございます。

それで、東京都教育委員会も言うておりますように、これは東京都教育委員会の考え方でありまして、東京都教育委員会はこのような考え方で確認をいたしましたといった通知であります。市教育委員会としてどのように判断をするかについては市教育委員会として決定をすることになるわけでございます。

ただそういった意味で言いますと、東京都からこういった文書も流れ、また報道もされておりますので、市教育委員会としてはある一定

の方向付けはしておく必要があるかと存じます。お手元のメモにも若干私から勝手な付記をいたしました。が、市教育委員会としての方向は次回の2月教育委員会の際に、一応こういった方向で考え方をまとめてはどうかと、御協議をいただければと思います。

このように言いますのも、ここで各学校は平成22年4月からの教育課程編成に取り組んでいるわけであり。3月末にはその届出がされてまいりますので、少なくとも2月の時点では市教育委員会としての意志決定をして、学校に周知をしておく必要があるかと思。また3月市議会が開催されますが、当然そういった御質問もあろうかと思。この辺りも踏まえて市教育委員会としての判断をしておきたいと思うところであり。

これにつきまして、目下各校長には都教育委員会からこういった通知がきていることと併せて、土曜授業を実施せざるを得ないような状況があるかどうか、道徳でありますとか、あるいは学芸的な行事、運動会・体育祭、学校公開日のようなものを除いて、国語、社会等々のいわゆる教科について、どうしても土曜日にやっていると教育課程の編成ができないのかどうか学校側に検討をするようにと。それら把握したことを踏まえて教育委員会にも御報告申し上げますので、その中で教育委員会として御判断をいただければと思。想定されることとしましてはお手元にも書きましたが、一つには、原則的にはやってもかまわない、大まかな原則を市教育委員会として判断をするか、あるいは土曜日の教科の授業は控えて、長期休業日にやれば良いのではないかと。あるいは特別の場合を除いては、土曜日にそのようなことは市教育委員会としては認めないとい。この辺りのところが検討、御協議をいただく内容かと思。ところでございます。

それら把握したことを踏まえて教育委員会にも御報告申し上げますので、その中で教育委員会として御判断をいただければと思。想定されることとしましてはお手元にも書きましたが、一つには、原則的にはやってもかまわない、大まかな原則を市教育委員会として判断をするか、あるいは土曜日の教科の授業は控えて、長期休業日にやれば良いのではないかと。あるいは特別の場合を除いては、土曜日にそのようなことは市教育委員会としては認めないとい。この辺りのところが検討、御協議をいただく内容かと思。ところでございます。

今日の段階はそこまで申し上げさせておいていただきまして、次回までの間に私どもも学校の状況等を把握して、また教育委員会の席で御説明申し上げるよう。なお、これについては教員の勤務時間が8時間から7時間45分になるといった影響も

当然出てくるわけでございます。土曜日に正規の授業などを行うことになりますと、今度は教員の勤務の振替などをどう整理をするかといった問題も、当然出てくるかと思っておりますので、それらを踏まえまして、市教育委員会としての方向付けをお願いしたいと思っております。

続きまして、取り急ぎの案件として、今日の段階でのインフルエンザの状況でございますが、特に御報告するような状況はございません。冬休みがあったせいかとも思いますが、このところ学校におけます新型インフルエンザに伴う欠席は、大勢の生徒が欠席をする状況はございません。あっても数人といった程度で落ち着きを見せているところでございます。ただ報道では、2月に入ってからまた発症のピークが来るのではないかといった報道があるところでございますので、引き続き保健衛生指導については学校側でも注意をするように指示をいたしているところでございます。

続きまして、学校教育関係のことで申し上げますが、一つは東京都が行ないます児童・生徒の学力向上を図るための調査でございますが、去る1月15日に行なわれております。小学校4年生と中学校1年生に行なったところでございます。

続きまして、都教育委員会が行ないます児童・生徒表彰につきまして、1月14日付けをもちまして東京都教育委員会教育長から通知がありました。福生第二中学校2年生の大東直樹君の表彰について、他の生徒の模範といった表彰行為について表彰したいとのことで通知があったところでございます。これについては都教育委員会から、どなたか表彰するような児童・生徒がおられますかといった案内がありましたので、それに基づいて該当者として私ども、事務局から推薦をしていたものでございます。

続きまして、第1回中学生「東京駅伝」でございます。何回か御報告を申し上げますが、去る1月9日に結団式がございまして、この2月14日には試走を予定しております。そして3月21日が本大会になります。各中学校の校長並びに担当の教員等々に御協力をいただきまして、福生市も参加ができることになりました。まずは出場いたしますそれぞれの生徒の自己記録更新がなればと期待したいと思っております。

生涯学習関係では、1月23日に生涯学習シンポジウムが、教育委員会の事業として行うことを予定いたしております。お時間がございましたらお出かけいただければと思うところがございます。目下社会教育委員の会議におきましては、私どもが諮問をいたしております生涯学習推進計画の改定に向けましての答申案について、ほぼまとめができる状況にまできたとのお話でございまして、その際にこのシンポジウムが、一つのまとめの最終的な参考になればと思うところがございます。

それから社会教育関係では、2月13日に福生第二小学校PTA60周年記念事業が予定されていることとございます。

続きまして、福生市の動向として1点お話を申し上げておきますが、目下平成22年度の予算についての市長査定が始まりました。状況としましてはやはり制度内容の改正でありますとか、交付額、配分額あたりがまだ明らかでないといった状況もありまして、加えて歳出では新規施策等々もございまして、これまでの施策についての変更等がありますものから、財源の把握が非常に難しいといった状況があるところとございます。後日市長から意見聴取がされてまいります、その際に改めて御審議をお願い申し上げることになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、福生市環境マネジメントシステムに関係いたします監査でございます。福生市ではCO<sub>2</sub>の排出削減目標を、2030年に、2003年比で50%削減を目標に掲げまして、環境対策をしているわけでございますが、その方法といたしまして環境自治体スタンダードと言います通称LAS-Eと言っておりますが、このシステムを用いて今その取組をいたしているところとございます。市民と市職員とによりまして監査委員会がありまして、その監査委員会による監査が行なわれることとございます。

続きまして、幾つかの会議でございますが、都市教育長会が1月13日にございまして、冒頭申し上げました土曜日授業に関係いたしますこと以外に、特に御報告する案件はございません

その他では、これまでに消防団出初式等行事が行なわれ、この後も文化財防衛訓練があることとございますが、年の初めから市内ボラン

ティアの方々の様々な御尽力によりまして、市民の安全・安心が守られているといった状況を参考までにお話させていただきます。

最後になりますがこの冬休み、かれこれ2週間ほどあったわけですが、ある中学校では正月三が日を除きまして約10日間程度になりましょうか、中学校3年生に対します補習が行なわれていたことを聞きます。これも管理職の命によるものではなくて、3年生の担任の教員たちが自主的な行動としてそのようなことをしてきたと話を聞いております。詳細についての経緯は承知しているわけではありませんが、子どもたちの実態、あるいは子どもたちの希望などを聞き入れることでこういった方向がとられていることと存じます。教員個々にとりましても、年末から年始まで大変慌ただしいわけですが、市内の学校の中でもこのような動きが見られることについては、随分と変わってきているなど感じるものでございます。

以上私からの御報告とさせていただきます。

委員長 教育長からの報告が終了しました。

質問がございましたらお願いいたします。

平野委員 3月21日に初めての中学生「東京駅伝」が行なわれますが、私も大変楽しみにしております。三つの中学校からそれぞれの選手が選出されているわけなのですけれども、その間の練習はどのようにされているのでしょうか。

参事 中学生の東京駅伝大会へ向けての練習でございますが、既に保健体育の年間指導計画の中に持久走といった単元がございまして、その中でタイム測定をし、優秀な者をエントリーしていこうとなり、各学校その選考をしてまいったところでございます。先程教育長の報告にございましたように、1月9日に保護者等も参加をいただきまして、結団式等無事に行なったところでございます。

さてその練習でございますが、全体の練習を3回程予定しております。3校それぞれのメンバーが集まって、中央公園で合同練習会を行います。その他につきましては日々学校において練習を行うとのことで、既に申し合わせをして、今現在実施をしているところでございます。以上でございます。

平野委員 わかりました。よろしくお願いいたします。

委員 長 余談ですが、1月31日にNPO法人が主催している駅伝に出場予定はないのですか。駅伝といっても極めて短い距離の市民駅伝ですが、中学生駅伝の選手たちがチームを組んでといったことはないのですか。

スポーツ振興課長 学校ごとのエントリーはないのですが、その選手たちが様々なチームに散らばって入っている可能性はあります。

委員 長 わかりました。他にございますか。

加藤委員 今年1月11日の成人式はかなり落ち着いてできたのではないのかと思いました。壇上へ上がる人もいませんでした。ただ少し気になったのは、長谷川委員長や市長が御挨拶なさっているときに、話を聞こうとしない人、私語が多かった人。これからは小学校・中学校の間に、少し人の話を聞く練習をさせることが必要かと思いました。

委員 長 実は、聞いてくれないのは話し方が悪いのだといった認識を、話している本人である私は持っているのです。私語をしていても聞かなければ損だと思われる話をしたいと常々思っているのだけれども、おっしゃる意見もあるのでしょうか。

加藤委員 これは社会に出て、大事なことだと思います。会社の上司の話を聞けないといったことになっていくことが、私は杞憂する部分なので、ひとこと言わせていただきました。

委員 長 十分によく理解はしていますが、話している私から見ると、比較的静かに聞いてくれたとは思っていました。どうでしょうか、うるさかったのですかね。100%を望むのは難しいですね。

加藤委員 そういうことは言えますが、ただもう一歩進んでもらえたらと思いました。

委員 長 逆にもう少し騒いでくれると一喝できるのですが。皆で気を付けていきましょう。

平野委員 私も加藤委員と同じ印象は受けたのですけれども、でも今年の会場は本当に大勢の新成人が集ってくれてよかったと思っていました。こちらの統計を見せていただきましても参加者72.5%とのことで、本当に多くの新成人が集まってくれて、いい成人式になったのではないかと思います。

様々言うときりがないのでですけど、私が印象として一つ気になりましたのは、新成人ですからたばこを吸うことは別にとがめることもな

いのですけれども、式が終りまして外へ出たときに、振袖を着た素敵なお嬢さんたちが5、6人かたまっていて、そこで皆さん片手にたばこを持っていました。振袖姿でたばこを吸っていらした姿は少し気になりました。母親の立場からすると、せっかくの晴れ着がたばこの火の粉で焦がしはしないかとか、そちらが気になりまして、「くれぐれも焦がさないように気をつけてね」と声を掛けてきました。それも時代の流れなのかと思いつつも、もう少し、着物を着たときは日本の情緒も一緒に味わってほしいといった印象を持ちました。余談でした。

委員長 御意見としていただきます。他にはよろしいでしょうか。

教育長報告から少しはみ出してしまいましたが、概観として、それぞれ貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、教育長報告を終わらせていただきます。

次に日程第4、議案第1号、平成21年度福生市教育委員会表彰者の決定についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第4、議案第1号、平成21年度福生市教育委員会表彰者の決定について御説明いたします。

まず本議案の提案理由でございますが、平成21年度福生市教育委員会表彰者を決定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

続きまして、昨年12月25日に開催いたしました平成21年度福生市教育委員会表彰審査会におきまして、決定いたしました被表彰候補者の審査結果を一覧表にしてございます。

候補者を掲載してございますが、最後の下段に審査結果の集計表を記載してございます。その表を御覧いただきたいと思います。まず左側から児童及び生徒の表彰件数でございますが、個人7名、団体1団体。次の学校教職員の表彰が、個人1名。個人及び団体の表彰が、個人4人、団体3団体。そして合計で個人12人、団体4団体の候補者となっております。

すでに12月25日の教育委員会定例会後の協議会におきまして、表彰候補者の推薦受付状況を御報告申し上げておりますが、そのときよ

りも個人2名が追加されております。9番でございますが、福生第三小学校柴田忠幸教諭が、平成21年度文部科学大臣優秀教員表彰を受賞したことから、学校長からの推薦を受けております。次に16番になります。島貫正寿さんでございますが、平成21年度全日本卓球選手権大会、男子85歳以上の部で3位の成績を収めたことから、福生市体育協会会長、そして福生市卓球連盟会長の連名で推薦を受けております。そして先程教育長報告にもございましたが、2番の福生第二中学校大東直樹君でございますが、東京都教育委員会表彰の受賞が決定したとのことでございますので、その件につきましても御報告をさせていただきます。

以上、日程第4、議案第1号、平成21年度福生市教育委員会表彰者の決定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 13番の「四小ファンクラブ」の表彰についてなのですが、こちらの表彰規程を見せていただきますと、この個人及び団体の表彰の(1)のア、「学校支援活動を5年以上実践し」とのことなのですが、「四小ファンクラブ」は4年です。これは、条件はクリアしているのでしょうか。

庶務課長 この表彰審査会では表彰規程に基づきまして審査しているわけですが、表彰規程の中で、個人及び団体の表彰の項目の中にございます。条文をそのまま読み上げますと「前2号に掲げるもののほか委員会が表彰することが適当であると認めた者」といった条項がございます。前2号と申しますのは、2号の中に先程の年限を記載した事項がございますが、それ以外でも、それを委員会が表彰することが適当であると認めた場合、推薦を受けて候補者としてすることができることから今回候補者としております。

委員長 表彰基準の(3)について、年数が満たなくても顕著な功績があるとのことですね。

平野委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。まだ5年目ですか。もっと以前からあるような気がしますね。

庶務課長 丸5年までは経っておりません。

平野委員 (3)の規定で表彰とはよくわかりました。市民の方がこれを御覧になったときに、やはり少し違和感を覚えられる部分もあるかもしれませんが、(3)の理由をきちんと提示されたらいいかと思いました。

委員長 この表彰基準が大変大切なことですね。(3)でやっているのだとこのことでいいのではないですか。

平野委員 説明を求められたときにはこういった理由ですといったものを出していただけたらいいかと思いました。

委員長 もっとも(3)は特殊例だからと、この教育委員会で否決することは可能です。ですが実際は「四小ファンクラブ」はよくやっています。「四小ファンクラブ」と「ふっさっ子の広場」との関係が今どうなっているか、あるいは今後とも発展性があるのか、担当でおわかりになりますか。

社会教育課長 現在「ふっさっ子の広場」は、地域の方のボランティアの支援を受けて行なっておりますが、直接今「四小ファンクラブ」との関わりはございません。来年度以降そういった取組を少し参考にさせていただいて、「ふっさっ子の広場」事業にも御支援をいただくような形を相談していきたいと考えております。

委員長 子どもの居場所事業は市としてもやっています。それらは各PTA、保護者、地域等がやっているものとの食い違いはないのですか。表彰して顕彰することは良いことなのだけれども、今までのことに対してありがたいといった意味での表彰なのか、今後もどんどん発展してほしいといった意味での表彰なのかがわかったほうが良いのではないかといった意味も多分含めて、委員長職務代理者の質問を膨らませてしまうとそのようなことなのかもしれないと思うのであります。お答えにならなくても結構です。

教育長 子どもの放課後の問題については、多様な場があったほうがいいだろうとは基本的に私どもの考えで、そういったことから学童保育についての制度もあれば、新たに「ふっさっ子の広場」もあるといったことにもなっているわけでありまして。更に「四小ファンクラブ」のように全く自主的に活動していただくことがあっても差し支えないと思

っております。そういった点で必ずしも「四小ファンクラブ」と「ふっさっ子の広場」との統合、融合、連携にこだわる必要はないかと思いますが、ただ、今社会教育課長から申し上げましたような、多少相互が連携をすることによって将来的な発展性があれば、それは一段と相互にとって良いことだろうと思います。

表彰する意味については、これまでの御労苦に対するお礼はもちろんであります。更に是非引き続きといった意味合いも持って表彰させていただいた方がよろしいかと思っております。

委員長 わかりました。例えばこういった活動はNPO法人まで発展するケースがよくございます。ですから今教育長の言われた、多様な子どもへの市や市民の取組は、そういった意味で大変貴重ですね。

他に質疑ございませんか。

協議会であげられ、審査会にお願いした皆さんの御意見が二つございましたけれども、二つとも取り上げてくださっています。

御意見等ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第5、議案第2号、福生市公立学校の学校徴収金事務取扱に関する基準(案)の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします

参事 それでは議案第2号、福生市公立学校の学校徴収金事務取扱に関する基準の制定につきまして、提案理由並びに内容の御説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、学校徴収金事務の適正な運営、会計事故の未然防止を図るため、本基準を制定する必要があるため、本案を提案させていただいたところでございます。この学校徴収金につきましては、学校で行ないます教材費、あるいは給食費など、保護者等から徴収をいたします私費会計の経費につきまして、管理監督者及び教職員の職務、責任並びに事務手続など、事務取扱の規程を整備する

ものでございます。

まず目的を御説明申し上げます。大きく2点ございまして、一つが学校徴収金の事務の適正かつ効率的な運営でございます。2点目といたしましては会計事故の未然防止を図るといった内容になっているところでございます。御承知のとおり全国的に見ますと、学校における会計事故が毎年のように発生しておりまして、新聞等でも報道をされているところでございます。こうした会計事故を未然に防止するため、東京都からも各市・区に対しまして、学校徴収金に関する事務取扱規程の整備について要請があるところでございます。保護者の負担をできる限り軽減をするといった視点からも、公費に準じた会計事務、契約事務手続による適性かつ効率的な運営が必要だと考えているところでございます。

具体的にこれらの内容を見ますと、適正かつ効率的な運営といった観点からは、まず公費に準じた会計事務、契約事務等による手続を行うこと。そして基本計画に基づく計画的かつ効率的な執行であること。更に校長、副校長、並びに担当教職員の職務と責任の明確化等を定めているところでございます。そしてまたこの会計事故の未然防止といたしましては、まず情報の公表、そして現金及び預金の管理の適正化、そして収支関係帳簿等の記録の管理、そのほか校内監査員による監査、そして教育委員会による助言、指導、こうしたことを定めたところでございます。

それでは、恐れ入ります、その基準の案でございますが、内容につきまして逐条にて御説明を申し上げます。まず第1条につきましては目的でございまして、ただ今御説明をさせていただいたとおりでございます。第2条から御説明申し上げます。

第2条におきましては、基本計画の策定と執行の原則を定めております。保護者負担の軽減のため、計画的かつ効率的な執行に努めるよう規定をしております。

次に第3条でございます。学校徴収金に関する事務処理として第2項を御覧いただきたいと思いますが、学校徴収金事務を継続して3年を超えて同一の担当教職員に分掌させないように努めるといったことも規定をさせていただいております。

第4条でございます。これは情報の公表を定めております。

第5条でございますが、会計事務の原則を定めております。会計事務の原則といたしましては、1会計年度の支出は当該年度の収入を持って充てること。即ち単年度の会計でございます。また、学校徴収金の種類によって会計を分けること。収入、支出は原則として金融機関を経由して行うことを定めております。

続きまして、第6条、第7条でございますが、この第6条、第7条につきましては、校長、副校長の職務を定めております。校長は基本計画及び予算、徴収金額の決定の職務を行ないます。副校長につきましては執行管理の職務を定めているところでございます。

続きまして、第8条についてでございます。これは現金及び預金の適正な管理を定めております。第1号としましては、現金管理は必要最小限といたしまして、原則として金融機関に預金をすること。第4号といたしましては、預金名義人を校長といたしまして、金融機関への届出に使用する印鑑は公費会計とは別なものとして、校長自らが管理することを定めているところでございます。

続きまして、第9条でございますが、帳簿等の記録及びその備え付けの規定でございます。収入承認書、そして支出承認書など、あるいは出納簿などの帳簿等による管理。それから第3項におきまして、保存年限について5年間と定めたところでございます。

続きまして、第10条でございます。これは会計の自己点検でございます。校長及び副校長は学校徴収金に関する現金及び預金の管理状況等につきまして、自己点検を行うことを規定いたしております。

第11条でございますけれども、契約及び検収でございます。契約事務手続につきましては、予定額が30万を超える契約を締結する場合は、複数の見積書を集めること。そして契約書を作成することなど、公費に準じた事務手続を規定しております。

次の12条でございますが、業者選定委員会についても規定をいたしております。対象の契約といたしましては修学旅行あるいは移動教室、アルバム等の作成に関わる契約。それから予定価格が100万円を超える契約等におきましては、業者選定委員会による業者選定の手続を行うことを定めております。

次に第 13 条になります。この第 13 条におきましては校内監査を規定しております。校長は毎年 1 回事務処理の状況につきまして、監査委員による監査を受ける事を定めております。監査委員は二人以上といたしまして、担当教職員以外の者から校長が選任いたすこととしております。監査委員は校内監査終了後、遅滞なく校内の監査実施状況結果報告書を作成いたしまして、校長に提出することとしております。

更に第 14 条でございますが、教育委員会は校長に対して必要な助言、指導を行うことができることを規定しております。具体的に申し上げますと、研修の実施でありますとか、あるいは教育委員会による実地点検等を考えているところでございます。

それから第 15 条におきましては、事務の引継ぎにつきまして、適正な引継ぎがなされるよう必要な事務処理を定めているところでございます。

なお、附則といたしまして、平成 22 年 4 月 1 日から本基準を施行しようとするものでございます。

以上で福生市公立学校の学校徴収金事務取扱に関する基準（案）の制定につきまして、御説明とさせていただきます。どうぞ御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
見積額 30 万円とは、一般的なのですか。

参 事 これは市で行なっております契約等の事務手続の中で、市の基準に準じたところでございます。

委員 長 わかりました。他市との比較はどうですか。

参 事 市によっては若干その基準額が違うようでございます。その認識は持っているところでございます。

委員 長 福生市公立学校に関しては、現場を見る限りこれで大丈夫そうですか。

参 事 はい。

委員 長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 2 号は原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決することといたします。

委員の皆さんから何かありませんか。

事務局から何かありますか。社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 社会教育課より2点報告をさせていただきます。1点は生涯学習シンポジウムでございます。もう1点は多摩郷土史フェアでございます。チラシをお手元に御配付させていただいております。

まず生涯学習シンポジウムでございます。これは教育長報告にもございましたが、現在生涯学習推進計画の策定につきまして、教育委員会より福生市の生涯学習振興方策のあり方について、社会教育委員の会議に諮問がなされまして、現在審議が続けられているところでございます。その一環としまして、市民の皆様に生涯学習活動のヒントや、地域に根ざした生涯学習活動について考えていただく機会として、シンポジウムを開催するところでございます。

内容につきましては、市内で積極的に学習活動を進めている市民の方より、活動の内容や地域との関わりの中で芽生える活動の広がりのお話や、生涯学習センター等でさまざまな学習活動のコーディネートをしている方のお話。大学の持つ人的、知的資源を有効に活用することで地域社会に貢献しているお話をいただきながら、議論を深めていただきたいと考えております。

基調講演とシンポジウムのコーディネーターは、福生市の社会教育委員でもあり、文部科学省の生涯学習調査官をなさっていらっしゃる、東京学芸大学准教授の松田恵示先生をお願いしているところでございます。

日時は1月23日土曜日、午後2時から4時。場所はさくら会館3階ホールで行ないます。生涯学習シンポジウムについては以上でございます。

もう1点は多摩郷土史フェアでございます。これは毎年開かれている催し物でございます。多摩地区の27の市町村の郷土史、歴史、文化財に関する書籍を一堂に会して展示販売する催しでございます。

開催期間は平成22年1月22日金曜日から24日日曜日まででございます。時間は午前10時から午後7時まで、日曜日は午後5時までとなっております。場所は立川市のオリオン書房ノルテ店でございます。期間中展示図書の解説としまして、午後2時からパークアベニュー10階の会議室で各市の担当者の書籍の紹介等がございます。文化財に関心・興味のある方に大変好評な取組でございますので、お時間があれば御覧いただけたらと思っております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。何かございますか。元職として、どこで作成した資料かわかりませんが、「学芸大学」ではございません、「東京」が入っております。裏表とも極めてケアレスミスかと思うので、是非今後このようなことがないようにお願いします。いずれも正しくは「東京学芸大学」です。よろしくをお願いします。これ自体はとてますばらしい取組かと思えます。

他に御質問等ございますか。

それでは他に事務局からありますか。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして平成22年第1回福生市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございます。

午前10時56分 閉会